**平成24年度第１回　大阪府青少年健全育成審議会総会　議事概要**

■日　時　　平成24年10月31日（水）午後２時～午後３時

■場　所　　大阪府立男女共同参画・青少年センター（ドーンセンター）４階　大会議室１

■出席者　　青野委員、礒野委員、岡本委員、金田委員、川西委員、桑子委員、五月女委員、新家委員、

（五十音順）曽我部委員、園田委員、辻元委員、手取委員、中井委員、中野委員、中山委員、西田委員、野口委員（会長）、橋本委員、林委員、村井委員（西村代理）、森委員、山上委員、

山本委員、渡辺委員

■内　容

司　会　　　　ただいまから、平成２４年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を開催させていただきます。私は、本日の司会を務めます、大阪府青少年課の片山でございます。どうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、大変お忙しいところ、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、幸田危機管理監からごあいさつを申し上げます。

危機管理監　　大阪府危機管理監の幸田でございます。大阪府青少年健全育成審議会の開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。委員の皆様には、審議会委員をお引き受けいただきまして、心から感謝申し上げますとともに、何かとお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。また、日ごろから青少年の健全育成にご尽力をいただいておりますことに、改めてお礼申しあげます。

　さて、本審議会は、大阪の未来を託す青少年を守り健全に育成するという観点から、先進的な答申を行って頂いてきた歴史と伝統ある審議会であります。本府では、その時々の課題に対し、審議会から賜ったご意見を踏まえ、青少年健全育成施策の充実を図ってまいりました。

　　　　　　　さて、今期の審議会では、子どもの性的虐待の記録への新たな対応と薬物の使用等を助長する図書類等の対応について知事から諮問がされています。

　　　　　　　児童ポルノに関しては、国会において、取得・所持に罰則を科すことなどを盛り込んだ法律の改正案が継続審査となる中、府内においても、児童ポルノ事犯の検挙件数が過去最多を記録し、被害児童数も増加するなど、状況は厳しさを増しています。

大阪府では、子どもを守るという観点から、昨年３月に青少年健全育成条例を改正し、「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を設け、取組みを進めてまいりました。本来、この問題は、国において全国的な対策を講じるべき問題であると存じますが、本府としても現時点で取り得る対策について検討する必要があると考えています。

　また、薬物の濫用防止対策を推進するため、過日、知事指定薬物の販売、使用等について罰則規定を盛り込んだ「薬物濫用の防止に関する条例」が成立したところですが、薬物の使用等を助長する図書類が書店などで購入できる状況にあり、青少年をこうした図書類に触れさせない対策についても検討する必要があると考えています。

こうした課題認識のもと、ご専門の立場からご審議を賜り、答申をとりまとめて頂きますよう、お願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

司　会　　　　本審議会委員の総数は２８名で、本日、ご出席の委員は２２名でございますので、大阪府青少年健全育成審議会規則第５条第２項の規定により、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。本日の資料については、次第、審議会規則、審議会名簿、配席表、青少年健全育成条例パンフレット、フィルタリング啓発チラシと資料１、１－２、２、

２－２を配付いたしております。資料に不足等がございましたら、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

本来であれば、ここで、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただくところですが、お手元にお配りしております委員名簿及び配席表にて、ご紹介は省略させていただきます。

それでは、次第によりまして議事を進行してまいりたいと存じます。会長が選任されるまでの間は、播本青少年課長が進行させていただきます。

課　長　　　　青少年課長の播本でございます。会長が選任されるまでの間の進行を務めさせていただきます。

本審議会の会長の選任でございますが、会長は、審議会規則第４条第１項の規定により、互選によりこれを定めることになっております。お手元に委員名簿をお配りしておりますが、どなたか会長のご推薦につきましてございますでしょうか。

委　員　　　　これまでの審議会でも青少年健全育成審議会の会長を務められ、青少年問題にも造詣が深い、野口委員にお願いしてはどうでしょうか。

課　長　　　　ただいま、野口委員を会長にとのご意見をいただきました。いかがいたしましょう。

（異議なし）

課　長　　　「異議なし」ということでございますので、野口委員に会長をお願いしたいと存じます。

では、審議会規則第５条第１項の規定により、会長が議長を務めていただくこととなっておりますので、以降につきましては、野口会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。

それでは、野口会長よろしくお願いいたします。

会　長　　　　いま、会長に推薦されました野口でございます。ここ最近、会長を務めていましたが、もう一度、ということで推薦いただいたのでお引き受けしたいと思います。本日は重要な議事があるようですが、時間が限られていますので、委員の皆さん全てのご意見やご質問を頂戴できないことと思いますがご容赦ください。

　　　　　　　では、議事の進行に移りたいと思います。まずはじめに、会長代理の指名に移りたいと思います。会長代理については、審議会規則第４条第３項の規定により会長が指名することとなっております。引き続き私が、会長となりましたので、会長代理につきましても、これまでと同様に園田委員にお願いしたいと思いますが、園田委員よろしいでしょうか。

園田委員　　はい、わかりました。

会　長　　　では、園田委員を会長代理に指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、幸田危機管理監からのあいさつにもありましたように、大阪府知事から、本審議会に対しまして、諮問事項があるということですので、まずその諮問を受けたいと思います。お願いいたします。

危機管理監　　それでは、私のほうから知事に代わりまして、諮問文の交付をさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

会　長　　　　ただいま、大阪府知事から、本審議会に対しまして「子どもの性的虐待の記録の新たな対応策」及び「薬物の使用等を助長する図書類等への対応策」について諮問を頂きました。

諮問のあった事項については、細部について議論を深めていかねばならないところが多々あろうかと存じます。今後の議論の進め方ですが、大阪府青少年健全育成審議会規則第６条第２項に基づき「特別部会」を設置し、専門的な立場から集中的に検討していただくということを会長として提案したいのですが、皆様いかがでしょうか。

（異議なし）

会　長　　　「異議なし」ということでございますので、当審議会に「特別部会」を設置いたします。なお、特別部会の公開・非公開については、平成２３年６月２８日の審議会での決定どおり、基本的には公開とし、審議事項に個人情報等を扱う場合については、非公開とし、その決定権限を部会長に委ねることといたします。次に、常設部会及び特別部会に属していただく委員について、審議会規則第６条第３項に基づき、審議事項に係る専門的な分野からご意見をいただくという観点で、私から指名させていただきます。

まず、第１部会委員は、有害図書類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者からは精神医学、メディアリテラシー、福祉、刑法、教育の専門分野からの観点を、関係業界からは図書類を発行、販売されている団体からの観点で、青少年関係団体からは保護者としての観点から、そして府民感覚の観点から公募委員のご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、原田正文委員、手取義宏委員、山上幸雄委員、園田寿委員と私。関係業界団体から、金田喜徳郎委員、礒野信男委員、青少年関係団体から　　中井祥博委員、一般公募から、岡本芳之委員、川西寿美子委員にお願いしたいと存じます。

　次に、第２部会委員は、有害がん具刃物類の指定に関する事項を審議していただきますので、学識経験者からは、犯罪心理、法律、教育の専門分野からの観点で、関係業界からはがん具刃物類を取り扱っておられる団体からの観点で、青少年関係団体からは保護者としての観点からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、藤岡淳子委員、　山本香織委員と私。関係業界から、辻元達夫委員、青少年関係団体から､中山ひろみ委員　にお願いしたいと存じます。

また、第３部会委員は、子どもの性的虐待の記録に関する事項を審議していただきますので､学識経験者からはメディアリテラシー、福祉、刑法、法律、教育の専門分野からの観点で、関係業界からは出版・販売されている団体からの観点からのご意見をいただきたいと思いますので、学識経験者から、手取義宏委員、山上幸雄委員、園田寿委員、山本香織委員と私。出版、販売されている関係業界から、金田喜徳郎委員、渡辺桂志委員　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　にお願いしたいと存じます。

次に、特別部会に属していただく委員についてですが、学識経験者から福祉、刑法、法律、教育の専門分野からの観点で山上幸雄委員、園田寿委員、山本香織委員と私。

また、本日就任された臨時委員の桑子博行委員にはインターネット環境整備の観点から、同じく臨時委員の曽我部真裕委員には憲法の観点から、ご意見をいただきたいと思います。

　府議会議員の方々には、大所高所の観点から総会でご審議していただきますので、個々の部会には入っていただいておりません。よろしくお願いいたします。

次にそれぞれの部会の部会長でございますが、第１部会長を手取委員に、第２部会長を　山本委員に、第３部会長を園田委員に、また、特別部会長を園田委員に、お願いいたします。ただ今、指名させていただきました委員の方々には、各部会の適正かつ円滑な運営に御協力いただきますよう、よろしくお願いします。

それではまず、事務局から諮問に至った経緯等を含め、説明をお願いします。

事務局　　　　青少年課長の播本でございます。私からご説明させていただきます。資料１の「子どもの性的虐待の記録への新たな対応策について」をご覧いただけますでしょうか。左側の欄をご覧ください。前回、平成２３年３月に青少年健全育成条例を改正し、子どもの性的虐待の記録という概念を構築した経緯についてまとめています。

　　　　　　「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰および児童の保護等に関する法律」、いわゆる児童ポルノ法において、児童ポルノを「性欲を興奮させまたは刺激するもの」と、見る側からの価値判断を加えて定義しており、児童を性的虐待から守るという同法の保護法益から少しずれたものとなっています。府においては、見る側の価値判断ではなく被写体である子どもを守るという観点から、「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を構築し、これを製造・販売・所持しない努力義務を設け、取り組みを進めて来ました。

　　　　　　　しかしながら、「現状と課題」の欄をご覧いただきたいのですが、条例改正後の状況を見ますと、児童ポルノ事犯による被害児童の状況に関して、検挙件数が全国、大阪府とも過去最多を記録するとともに、被害児童数も増加してきており深刻な状況にあります。また、府内の繁華街で海賊版アダルトDVDを販売する店舗の経営者等が検挙された際、押収物の中に児童ポルノDVDが含まれている店がありました。また、今年の３月と８月に民放で放送されたテレビ番組において、海賊版アダルトDVDを販売する店の中には児童ポルノを販売している実態があるとの報道もなされています。

　　　　　　　次にジュニアアイドル誌の状況についてですが、ジュニアアイドル誌とは、小中学生などを対象とした写真集やDVD等のことで、水着や下着姿等での写真や映像などが含まれています。あまりに行き過ぎた内容であれば、こどもの性的虐待の記録に該当することもあり得ます。

条例改正後に行った調査では、一部に扇情的なポーズをとらせているものも見受けられましたが、こどもの性的虐待の記録と判断されるものは認められませんでした。一部の雑誌・DVDの内容について、６月10日に開催した第３部会において、部会の委員の方々にご確認いただきました。引き続き、状況を注視していくこととしています。

　　　　　　　続いてインターネット上の流通・閲覧防止対策についてですが、警察庁の委託を受けて財団法人インターネット協会がインターネットホットラインセンターを運営し、一般の方からの通報をもとに違法・有害情報の収集・分析、警察庁への通報、プロバイダ等への削除依頼などを行っています。平成23年の欄を見ていただくと、通報受理件数17万6000件余りのうち違法情報が３万6000件余りとなっています。うち児童ポルノは約１割の3600件余りで、そのうち海外サーバーによるものが半数近くに上っています。児童ポルノへの対応としては、警察庁への通報前に削除されたものが62件、警察庁への通報件数が1800件余り、うちプロバイダ等への削除依頼を行ったものが800件余り、海外の同様の組織に通報を行っているものが1400件余りとなっています。平成22年と比較すると、児童ポルノの件数は減少し、警察庁への通報件数やプロバイダ等への削除依頼の件数も減少しています。一方で、児童ポルノのうち海外サーバーによるものが増加しています。

　次にインターネットサービスプロバイダ等による対応についてです。民間のプロバイダ、検索事業者、フィルタリング事業者等によって設立された一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が、インターネットホットラインセンターから提供される情報をもとに、児童ポルノを掲載するサイトのアドレスリストを作成しています。このアドレス情報に基づき、プロバイダ等が自主的な取り組みとしてサイトへのアクセスを遮断するブロッキングを昨年度から実施しています。プロバイダ等によるブロッキングの取組みが進む一方で、サーバーを介さないファイル共有ソフトなどを利用して情報のやりとりを行うことなどで、ブロッキングを免れる事例も増加しています。

　　他府県の中には独自の取組みを進めるところも現れています。京都府は、本年１月に「児童ポルノの規制等に関する条例」を施行し、その条例において児童ポルノの取得・所持について罰則を設けています。国においては、議員立法として自民党・公明党両党による児童ポルノ法改正案、また民主党による改正案が国会に提出されていますが、両案とも衆議院で閉会中審査となっており、改正には至っていません。

このような状況の中、子どもの性的虐待の記録への新たな対応策について、ご意見をお願いしたいと考えています。具体的には、子どもの性的虐待の記録の製造・販売等を行う提供側、そして取得・所持側への対策について。また、インターネット上の記録への対応についてご審議をお願いしたいと考えています。その際、論点になると考えている項目は、条例による地域的な規制への妥当性、表現の自由との関係、捜査権の適正な運用、意図しない所持への対応などです。

　次に資料１－２「児童ポルノ法の概要と他府県における条例制定の状況」をご覧いただけますでしょうか。こちらでは、児童ポルノ法の定義、規制の内容、京都府の「児童ポルノの規制等に関する条例」の規制の内容、および奈良県の「子どもを犯罪から守る条例」の内容について記載しています。児童ポルノ法では、児童を１８歳に満たない者とし、第２条第３項に定義するものについて、提供や製造、公然陳列などに対して罰則を設けていますが、所持に対しては規制を設けていません。

　京都府の条例では、児童ポルノの所持・保管を禁止するとともに、児童ポルノの大部分について廃棄命令を行う対象とし、廃棄命令の違反者に対しては罰則を科すこととしています。さらに法第２条第３項の第１号、第２号でかつ１３歳未満の児童が映っている児童ポルノを有償取得した者に対しては、直接、罰則を科すこととしています。奈良県の条例は平成１７年に施行されていますが、条例において子どもを１３歳に満たない者と定義し、子どもポルノの所持・保管について罰則を設けています。なお、表の下に、先ほどご説明いたしました、自民党・公明党両党および民主党による児童ポルノ法改正案のそれぞれのポイントを記載しています。自民党・公明党案では、児童ポルノの単純所持、電磁的記録の保管を禁止し、自己の性的好奇心を満たす目的での所持・保管に対して罰則を設けるなどの内容となっています。一方の民主党案では、対償を供し、またはその約束をし、かつ反復して取得および電磁的記録を保管することを禁止し、罰則を設けるなどの内容となっています。

　次に資料２「薬物の使用等を助長する図書類等への対応策について」をご覧いただけますでしょうか。違法ドラッグの販売店やドラッグの使用者が増加し、健康被害や第三者の被害などが生じ、大きな社会問題となっていることなどを踏まえ、府においては今月「薬物の濫用の防止に関する条例」を制定したところです。この条例において、知事は濫用の恐れ等がある薬物を指定して、その製造・栽培・販売等に加え使用等も禁止し、違反者に対して罰則を科すことなどとしています。

ところで、薬物の使用等を助長する図書類やインターネット上の状況を見てみますと、薬物の使用等を助長する懸念がある図書類が販売されている状況があります。薬物を摂取した場合の効用等を説明したり、使用を賛美する、あるいは栽培方法等を記載するなどの内容となっており、これらを読んだ青少年等が興味本位で薬物に手を出すことにつながるのではないかとの懸念があります。具体的には大麻、覚醒剤、違法ドラッグ等の効用を記載し、使用することが悪いことでないと強調し、使用を賛美する、また薬物の吸引方法や使用方法をイラスト入りで解説するなどの記載内容が見られます。

　　　　　　　府内の書店において、他府県が有害図書として指定している書籍の陳列状況について調べたところ、調査を行った大型書店等３０店舗のうち６店舗において陳列が確認されました。大阪府青少年健全育成条例第１３条第１項第３号において、有害図書類の指定の対象の基準の一つとして「青少年の犯罪を著しく誘発するおそれがあり、青少年の健全な成長を阻害するもので、次に掲げる基準に該当するもの

　　　　　　イ　殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為を行うようそそのかすような表現をするものであること。

　　　　　　ロ　殺人、傷害、暴行、窃盗その他の刑罰法令に触れる行為（これを直接の目的とする準備行為を含む。）の方法であって、青少年が模倣するおそれがあると認められるものを詳細かつ具体的に表現するものであること。」の記述があります。

ただ、この基準の適用に当たっては、これまでの運用では、青少年の犯罪と当該書籍を読んだことに密接な関係があると認められるかどうかという観点からご審議いただいてきたところです。その結果、薬物関連を含め、ここの条文で有害な図書類に指定しているものは現在ありません。他府県における薬物関連の有害図書指定の状況は、全国で１５の都府県で指定実績があり、その書籍数は４３冊となっています。

　　　　　　　次に、薬物関連の違法情報のインターネット上の流通、閲覧防止対策についてですが、インターネットホットラインセンターの運用状況を見ると、児童ポルノ同様、規制薬物の濫用をあおったり、そそのかしたりするサイトや規制薬物の広告サイトが違法情報として処理されています。そして、その件数は、表にある３年間を見ても、著しく増加してきている状況にあります。このような状況を踏まえ、薬物の使用等を助長する図書類等への対応について、ご意見をお願いしたいと考えています。

　　　　　　　具体的には、有害な図書類として指定すべきか、現行条例の有害な図書類の指定により個別指定できるか、新たな指定要件を追加すべきか、また、インターネット上の薬物関連サイトへの対応策についてご審議をお願いしたいと考えています。その際、論点になると考えている項目は、表現の自由との関係、自治体におけるインターネット対策の有効性やその限界についてです。

　次の資料２－２については、先ほどご説明いたしました「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」の概要です。また、後程お目通しいただければと存じます。

　　　　　　　事務局からの説明は以上でございます。

会　長　　　　ありがとうございました。ここで、「子どもの性的虐待の記録」の構築に携わっておられて、今回、特別部会の部会長をお願いする園田委員から、一言お聞かせいただいてよろしいですか。

園田委員　　　会長からもありましたとおり、平成23年3月に条例改正をして「子どもの性的虐待の記録」という新たな概念を構築したわけですが、そのきっかけと言いますのは、そもそも現行の児童ポルノ法は、中途半端な内容になっていて、本当に子どもの保護に役立つ規定になっているのかという大きな疑問があるわけです。例えば、実際のケースで言えば３、４歳の少女に強制わいせつをしている現場を撮影しているものを販売しているもの、ひどい場合は乳幼児に強制わいせつを行い、それらの行為を記録しているもの、というの事件が実際にある。

　　　　　　　ところが、これらの行為を写真なり画像を児童ポルノとして実際に取締りができるかどうか、現行法ではそのあたりが実際には疑義が生じている。さきほど課長からも説明があったように、児童ポルノは３つに分類しており、第１号、２号、3号という定義付けがされている。特に問題になるのは、第３号ポルノであり、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であって性欲を興奮させ、または刺激するものとなっています。つまり、性欲を興奮・刺激するものでなければ、児童ポルノとして取締りすることができない。これは、表現物を見た者がどう感じるかという、そういう観点でこの定義は組み立てられている。ところが、３歳の女の子に対して強制わいせつをして、その現場を写真に撮っている、そういう強制わいせつ等の犯罪行為、性的虐待を受けている、ということが明らかであるのに、一般成人は、それらの写真をみて性的に興奮・刺激しないはずなんです。悲惨な写真をみて性的に興奮・刺激するような人はおそらくいないだろうと思われる。

　しかし、実際にはそういった写真が流通しているわけですが、十分にそういう記録物を取り締まることができないようになっている。さきほど京都府の条例の件がでていましたが、私は京都府条例も不十分であると思っている。京都府は現行児童ポルノ法の定義そのままを前提としている。ですから、さきほど申し上げた問題というのは、京都府の場合でも解決できていない。それから、現在、継続審議中となっている自民・公明両党案、民主党案、どちらも基本的に定義はそのままとなっている。とすると、本当に保護を要するような事例を、現行の児童ポルノ法で補足するということができないような現状になっている。本来は、これらの問題は国法レベルで議論するような問題ではあるのですが、大阪でこういうようなことを議論して条例を改正したということは画期的なことだと思う。方向性としては正しい方向だと確信している。今後は、これをどのように強化していくかということが議論になろうかと思う。そういう点について部会で審議していきたいと思う。

　　　　　　　それからもう一つの薬物の問題ですが、いわゆる脱法ドラッグの問題。濫用して自動車を運転して事故おこす、幻覚で問題行動をおこすなどの報道がよくあるが、これらに対してどのように規制をしていくか、非常に難しい。総会資料２の真ん中に大阪府の有害図書指定の条文が載っているが、「犯罪を著しく誘発する恐れがあり、青少年の健全な成長を阻害するもの」という要件がついているわけですが、脱法ドラッグというのは健康に被害があるのは間違いないわけですが、健康被害という観点からそれらを取締りをすることができるか、そういう図書類を有害図書類として指定することができるのかというと、非常に難しい問題です。例えば、おいしいリキュールの飲み方等の本も場合によっては青少年にとっては有害なわけだから、健康という観点からそれらの図書類を取り締まるのは、かなり問題となる。そうすると、「犯罪」という文言を残さざるを得ないわけだが、脱法ドラッグに関しては薬物指定されないと違法という性質のものではないため、どういう観点から取り締まればいいのかという問題がでてくる。大麻の栽培や麻薬の使用等の場合は犯罪として、位置づけられているから「犯罪を誘発し」のところに関わってくるが、「著しく誘発する恐れがある」となっており、「著しく誘発」というのは、そういう図書類を読んだ者の多くが犯罪に走っていく、というふうに解釈できるわけですが、そういう因果関係が図書類と実際の犯罪にあるのかどうか、表現の自由に関わってくることなので、そういう点は慎重に議論していく必要がある。いずれにせよ、薬物の濫用防止として薬物の使用等を助長する図書類を有害図書類として規制していくということは、非常に難しい問題があると考えている。

会　長　　　ありがとうございました。ここで、事務局や園田委員からの説明に対してご質問やご意見をいただきたいと思います。

委　員　　　　平成23年3月改正の時に、子どもの性的虐待の記録を努力義務として条文に規定した際に、いきなり罰則をつけるという議論はされなかったのか。

事務局　　　　罰則をつけるということは、かなりデリケートな問題を含んでいるため、慎重な議論が必要だと考えています。平成23年改正時には、まずは、新たな概念である子どもの性的虐待の記録という考え方を打ち出すことで問題提起をすることができるという認識から、まずはメッセージ性を重視して努力義務という対応としたものです。

委　員　　　今のご説明ですと、「子どもの性的虐待の記録」に関しての規制を強化していきたいというお考えですか

事務局　　　規制の強化ということも含めて、新たな対応策が必要かどうかということをご審議いただきたいということです。

委　員　　　前回の条例改正の背景等をご説明いただいて、非常に重要な概念だと思います。参考までに前回改正の検討期間のスケジュール感を教えていただきたい。

事務局　　　前回もかなりタイトな日程で審議いただいております。８月末に青少年問題協議会に諮問をして10月・11月に計４回検討会を開催して、11月下旬に答申をいただいています。

会　長　　　ありがとうございました。十分な皆様からいただいたご意見を参考に、特別部会において様々な観点から慎重に審議していきたいと存じます。今後のスケジュールですが、集中的に審議をして年内に意見をとりまとめていきたいと思っています。以上で、本日の議事を終了させていただきます。進行を事務局にお返しします。

司　会　　　野口会長、長時間、議事を進行いただき、ありがとうございました。それでは、閉会にあたりまして、佐々木青少年・地域安全室長から挨拶をさせていただきます。

室　長　　　青少年・地域安全室長の佐々木でございます。委員の皆様方には熱心にご審議いただき、有難うございました。本日、諮問させていただいた事項につきましては、専門的な立場から集中的に審議するため特別部会を設置していただくというお話をいただきました。特別部会の委員の皆様にはよろしくお願いします。子どもは未来の大阪を担う宝物でございます。今後とも青少年健全育成条例の厳格な運用を始め、青少年が健やかに成長していく環境づくりに努めてまいりますので、委員の皆様のご支援とご協力をお願いいたしまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は誠に有難うございました。

司　会　　　それでは、これをもちまして、平成２４年度第１回大阪府青少年健全育成審議会を終了させていただきます。委員の皆様には、ご審議ありがとうございました。傍聴席の皆様におかれましては、この後、会場の設営等がございますので、一度、ご退席いただきますようお願いいたします。なお、特別部会の傍聴については、午後３時10分から受付を開始し、会場への入場は３時２５分となります。よろしくお願いいたします。